

伊予市・中山町・双海町合併協議会
第13回合併協議会
会議録

日時 平成17年2月18日(金)午後3時30分～
場所 中山町農業総合センター 2階 中ホール

郷

伊予市・中山町・双海町合併協議会
第13回協議会次第

日時：平成17年2月18日(金)15:30～

場所：中山町農業総合センター 2階 中ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

市町の廃置分合に係る総務大臣告示について

4 議 題

(1) 報 告

報告第17号 市長職務執行者の選任について

報告第18号 市章の選定結果について

報告第19号 情報化推進計画及び情報セキュリティポリシーについて

(2) 議 案

議案第14号 伊予市・中山町・双海町合併協議会の廃止について

議案第15号 伊予市・中山町・双海町合併協議会歳入歳出決算について

(3) その 他

合併協議会の経過について

新市発足に向けた準備状況について

5 閉 会

伊予市・中山町・双海町合併協議会委員名簿

	氏 名	役職名等	出欠
伊予市	中 村 佑	市長	出席
	小 林 茂	助役	出席
	重 松 囿 右	議長	出席
	日 野 正 則	議員	出席
	岡 田 清 満	学識経験者	出席
	西 岡 義 雄	学識経験者	出席
	安 田 一 江	学識経験者	出席
	中山町	市 田 勝 久	町長
窪 中 修 一		助役	出席
井 上 正 昭		議長	出席
田 中 弘		議員	出席
亀 井 慎 滋		学識経験者	出席
高 橋 敏		学識経験者	出席
上 岡 幸 子		学識経験者	出席
双海町		上 田 稔	町長
	藤 田 稔	助役	出席
	大 石 寿 淑	議長	出席
	岡 田 博 助	議員	出席
	中 嶋 都 貞	学識経験者	出席
	矢 野 鎮 男	学識経験者	出席
	富 岡 喜久子	学識経験者	出席
	顧 問	泉 圭 一	愛媛県議会議員
松 岡 誼 知		松山地方局長	出席

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>定刻になりましたので、ただいまから伊予市・中山町・双海町合併協議会の第13回会議を開会いたします。</p> <p>皆様、ご起立をお願いいたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>開会に当たりまして、中村会長からごあいさつを申し上げます。</p>
中村会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>伊予路に春を呼ぶ椿まつりも終わりました、いよいよこれから春がだんだんと近づいてくるころかと思えます。</p> <p>前回の協議会からしばらくの間、間があきまして、その間に年も変わりましたが、今日は13回の協議会に大変お忙しい中をご参集いただきまして、まことにありがとうございます。心から御礼申し上げます。</p> <p>前回はちょうど合併の知事申請を行った日に開催をいたしました。その後、県ご当局と総務省とで協議を進めていただきまして、去る1月17日には総務大臣告示をいただいたところでございます。詳しくは後の会議で説明を申し上げますことといたしますが、これによりまして、この3市町の合併に関する法的な手続きがすべて完了いたしました。</p> <p>現在はそれぞれの担当部署におきまして、新市発足に向けた準備が営々と進められているところでございます。これまで極めて密度の濃い協議を進めてまいりましたが、本日の会議をもって我々合併協議会の任務もほぼ全うできるのではないかと考えております。</p> <p>どうか最後までよろしくご審議をお願い申し上げます。開会の</p>

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>ごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>会議の開催につきましては、規約第10条第1項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は委員総数21人に対し21人の参加でありますので、本日の会議は成立しております。</p> <p>また、報道関係者から撮影の申し出がありましたので許可しておりますことを、あわせてご報告申し上げます。</p> <p>それでは次第の3、報告事項でございますが、市町の廃置分合に係る総務大臣告示について事務局からご報告申し上げます。</p>
和田局長	<p>それでは、会議資料の1ページ、2ページをお開きいただいたらと思います。</p> <p>市町村合併の手續につきましては地方自治法に定められておりますけれども、昨年11月9日の申請以後、この2ページにあります12月20日の知事決定、それから1ページの1月17日の総務大臣告示、これをもちましてすべての手續が完了をいたしました。</p> <p>1ページの告示、官報の写しをつけておりますけれども、これを読み上げまして説明にかえさせていただきます。1ページの枠の中の真ん中あたりでございます。</p> <p>総務省告示第50号、市町の廃置分合。</p> <p>地方自治法第7条第1項の規定により、伊予市、伊予郡中山町及び同郡双海町を廃し、その区域をもって伊予市を設置する旨、愛媛県知事から届け出があったので、同条第6項の規定に基づき、告示</p>

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>する。</p> <p>右の処分は、平成17年4月1日からその効力を生ずるものとする。</p> <p>平成17年1月17日。総務大臣 麻生 太郎。</p> <p>ということでございます。</p> <p>ただいまから議題の審議に入りますが、規約第10条第2項に会長が会議の議長となると規定をいたしております。会長に議長をお願いいたします。</p> <p>委員の皆様は、ご発言の際、挙手をいただきましたら事務局職員がマイクをお持ちいたしますので、それをご使用いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議題の進行を中村会長をお願いいたします。</p>
中村議長	<p>規約に基づきまして議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>議事に入る前に、会議運営規定に基づき、本日の会議録の署名委員さんを指名させていただきます。</p> <p>本日は、双海町の矢野委員さん、伊予市の安田委員さんにご署名をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議題の審議に入らせていただきます。</p> <p>本日の議題は、いずれも合併施行に向けた案件であります、まず報告3件の審議をお願いいたします。</p> <p>最初に、報告第17号市長職務執行者の選任についてを議題といたします。</p>

発言者	議題・発言内容
和田局長	<p>事務局に説明を求めます。</p> <p>それでは、会議資料の3ページをお開きください。</p> <p>報告第17号市長職務執行者の選任について。</p> <p>平成17年4月1日から伊予市、伊予郡中山町及び同郡双海町は廃し、その区域をもって伊予市を設置することに伴う伊予市長職務執行者について、地方自治法施行令第1条の2第1項の規定に基づく協議により、次の者を定めたので報告するというところでございます。伊予市長職務執行者 市田勝久とあります。</p> <p>地方自治法施行令の規定によりまして、合併の日から長が選挙されるまでの間、市田町長が新市の市長の職務を行うということになります。これは地方自治法施行令の規定によりまして、関係市町村の3首長が協議をして職務執行者を選任するというところでございます。ですので、規定上はこの4ページに協議書の写しをつけておりますけども、この協議書を作成したということだけで足りることになります。</p> <p>ただ、その内容の重要性から、ここでご報告申し上げて公表をさせていただくというものでございます。期間は合併の日4月1日から伊予市長選挙執行の日までということになっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
中村議長	<p>ただいま、事務局から市長職務執行者の選任について説明がございました。ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。</p> <p>(発言の声なし)</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>ご質問等がないようですので、報告第17号市長職務執行者の選任については、ご承認をいただきました。</p> <p>次に、報告第18号市章の選定結果についてを議題といたします。</p> <p>市章選考委員会のご報告をお願い申し上げます。</p> <p>西岡委員。</p>
西岡委員	<p>失礼をいたします。</p> <p>市章選考委員会の野村委員長から副委員長の指名を受けておりますので、私、西岡から報告をさせていただきます。</p> <p>新伊予市の市章選考委員会は2月5日に伊予市の合併協議会事務局で開催をいたしました。委員会では689の応募作品のうち、あらかじめ市章選考スタッフ会議が絞り込んでおりました5作品から最優秀賞1作品を選定し、さらに特別賞候補の5作品から3作品の特別賞を選定いたしました。</p> <p>その結果、会議資料の6ページ以下に報告書を掲載しておりますとおり、採用作品である最優秀賞は新潟県の信貴正明さんの作品に決定をいたしました。また特別賞は宮城県の森直衛さん、伊予市の大西美紗希さん、松山市の村上祐太さんの3名に決定をいたしました。</p> <p>なお、詳細につきましては事務局から説明を求めますので、よろしく願いを申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>

発言者	議題・発言内容
島川主事	<p>失礼いたします。</p> <p>5ページにお戻りください。</p> <p>報告第18号市章の選定結果について。</p> <p>市章の選定結果について、別紙のとおり通知があったので報告いたします。</p> <p>このことにつきましては、前回の協議会で市章の選定についてという議案で確認をしていただきました。その確認していただいた事項といたしましては、まず1番として候補作品を新たに公募するという。2番といたしまして、選考委員会で選び、平成17年4月1日に制定するという。この2つが確認されました。この確認された内容に基づきまして公募し、選考委員会で選んだ結果、選考委員会から6ページ以降に載せております報告がありましたので、これに従って説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、6ページをごらんください。6ページなんですけれど、こちらの方に市章選考委員会の委員長から合併協議会の会長あてに、市章の選定結果についてという報告を受けております。</p> <p>記以降になりますが採用作品がこの作品になりました。</p> <p>「い、よ」の文字を元に豊かな緑や海などの自然や太陽、人々が未来へ躍動する姿を「無限大」の形に重ね合わせて表現したものです。伊予市がさらに発展、飛躍していく姿を表しております。</p> <p>ここで1点ご了解いただきたいんですけど、ここに載せております色合いのことになるんですけど、プリンターによって若干変わってくるようになっております。ちょっと前をごらんください。事務局職員が持っておりますけれど、これが原本になります。これで応募して下さった色になりますので、実際制定するときはこの</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ような色合いで制定していきたいと思っております。ありがとうございました。</p> <p>それでは、6ページを開いていただいて7ページをごらんください。</p> <p>7ページからになるんですけど、1番上の作品なんですけれど、最優秀賞（採用作品）といたしまして、作者、信貴正明さん。ちょっと名字がなれない名字の方なんですけれど、「しぎ」と言われます。信貴正明さん、新潟県の41歳の方になっております。</p> <p>ここに書いておるんですけども、デザインの趣旨というところがあると思うんですけど、これは作者が書かれております。デザインを応募したときに、デザインとともにそのデザインした趣旨、どういう理由でこのデザインにしたかという趣旨を書いてくださいと応募のチラシにも書いておりましたので、このデザインの趣旨というのは、この場合でしたら信貴さんご本人さんなんですけれど、作者ご本人さんが書いた文章をそのまま載せております。</p> <p>その下のところに講評とありますが、この講評といいますのは、選考していく上でスタッフ会議の先生方が話し合っていく中でまとめていただいたものを載せておりますので、この講評というのは作者本人さんが書かれたのではなく、スタッフ会議の先生方がまとめたものになっております。</p> <p>これらの作品について、詳細につきましては後で選考委員会の概要についてというところで触れさせていただきますので、今はちょっと申しわけないですけどページを開いて、8ページをごらんください。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p data-bbox="483 315 1339 616">8ページには、それぞれ特別賞の3作品を載せております。これらの3作品が特別賞として選ばれました。これにつきましても、後で市章選考委員会の概要についてもう少し詳しく説明させていただきたいと思いますので、申しわけございませんが9ページをお開きください。</p> <p data-bbox="483 651 1339 952">9ページになります。9ページの一番上のところに報告第18号資料といたしまして、これらの資料を載せております。まず、公募結果といたしまして、12月の広報紙と一緒に募集のチラシを全戸配布いたしました。そして1月7日の締め切りまで約1カ月間募集をいたしました。</p> <p data-bbox="483 987 1339 1355">その結果、応募総数は689作品の応募をいただきました。その住所別の内訳になるんですけど、下の表をごらんください。伊予市が267件、中山町が14件、双海町が57件。この3市町を合計いたしましたら、右側の方を見ていただきたいんですけど338件。全体が689作品でしたから、大体半分ぐらいが3市町の方からの応募になりました。</p> <p data-bbox="483 1391 1339 1624">そして、愛媛県内からの応募が73件、そして愛媛県外からの応募が278件、合計で689作品の応募がありました。そして応募して下さった方々には、お礼状を後日送付したいと考えております。</p> <p data-bbox="483 1659 1339 1892">続きまして、会議等の開催状況というところに入っていくんですけど、その前に前回の協議会で選考について確認された内容になるんですけど、選考につきましては2つの段階で作業をしていくことを確認していただいたと思います。</p> <p data-bbox="483 1928 1339 1960">まず、ステップ1、最初の作業といたしまして、応募された全作</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>品の中から候補作品を絞り込む作業をいたしました。そしてこれの第1段階が終わりまして、次のステップ2といたしまして、選考委員会を設置し、絞り込まれた候補作品の中から表彰の対象作品を選考いたしました。このように選考するに当たって2つの段階、2つの作業で選考をしていきました。ちょっと申しわけないんですけどページをめくっていただいて、13ページをごらんください。</p> <p>13ページになるんですけど、ここに表が2つあるんですけど、まず下の方の表をごらんください。新「伊予市」市章選考スタッフ名簿と載っておりますけれど、これからはスタッフ会議と呼ばせてもらいたいと思うんですけど、このスタッフ会議の方で先ほど説明いたしましたステップ1、全体から、応募された全作品から表彰の候補作品を絞り込む作業をこのスタッフ会議で行いました。</p> <p>そのメンバーにつきましては3市町の小中学校に勤務する図工・美術の先生6人と、伊予高校の校章の選考にも携われたこともあり、美術・デザインの専門知識の豊富さと経験の豊かな野村先生にも加わっていただきまして、合計7人でこのスタッフ会議を構成して、全作品から絞り込みの作業を行いました。</p> <p>そして、このスタッフ会議で絞り込んだ作品を、上の名簿の方を見ていただきたいんですけど、新「伊予市」市章選考委員会委員名簿と載っておりますが、これからは選考委員会と呼ばせていただけたらと思うんですけど、こちらの選考委員会で、スタッフ会議で絞り込んだ作品から採用作品と特別賞の作品を選定いたしました。</p> <p>そして、この選考委員会のメンバーにつきましては、学識経験者と美術・デザインのノウハウを有する者から構成されております。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>そして学識経験者といたしまして、3市町から合併協議会の委員さん、お2人ずつ加わっていただきまして、また美術・デザインのノウハウを有する者といたしまして、野村先生とスタッフ会議の会長でもありました長尾先生に加わっていただきまして、8人で構成いたしました。そして、互選により委員長は美術・デザインのノウハウを有する野村先生、そして副委員長は学識経験者である西岡委員さんに指名されました。</p> <p>申しわけございません、9ページにお戻りください。</p> <p>以上のような2つの会議に基づきまして、市章の方、選考をしていったんですけど、それで具体的な会の開催状況になります。</p> <p>真ん中のところ、会議等の開催状況のところをごらんください。</p> <p>まず最初に、1月11日の火曜日に第1回目のスタッフ会議を開きました。このスタッフ会議で話し合った内容といたしましては、選考の方法をどのように選考していくかということを協議いたしました。そして、1月15日の土曜日にスタッフ会議を開きまして絞り込みの作業を行いました。そして次の週の22日の土曜日にも、もう一度スタッフ会議を開きまして、ここで市章の候補作品、特別賞の候補作品をそれぞれ5作品に絞り込みました。</p> <p>そして、次の1月24日から2月4日までの約10日間になるんですけど、類似調査といたしまして市章の候補作品の5作品につきまして、他の地方公共団体等のマークと類似しているものがないか調査を行いました。その結果、5作品とも類似のマークはないとの回答を受けましたので、2月5日の土曜日に選考委員会を開きまして、この市章候補の5作品の中から市章を選び、特別賞の候補作品の方から特別賞を決定いたしました。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>一番下のところになります。これからの市章の制定の手続といたしましては、4月1日新市発足の日になるんですけど、この日に市長職務執行者の専決処分をいたしまして、市章の条例を制定するようになっております。</p> <p>続きまして右のページ、10ページをお開きください。</p> <p>2月5日に開催されました新「伊予市」市章選考委員会の概要について載せております。新「伊予市」市章選考スタッフ会議が絞り込んだ市章候補作品（5作品）と特別賞候補作品（5作品）の中から、市章の候補作品（1作品）と特別賞（3作品）を選考いたしました。</p> <p>まず、選考委員会では市章についての選考を先に行いました。このページの真ん中あたり、市章と書いてあるところの下のかぎ括弧【選考に当たって】というところをごらんください。</p> <p>選考作業に入る前に、次の点を確認いたしました。1番といたしまして、選考の視点といたしまして、（1）見た人が親しみを感じるものであること。（2）伊予市、中山町、双海町の3市町の意義を包含しているものであること。（3）美しい、つまりバランス、リズム、ハーモニーがあるということ。そして、大きい2番になりますが、住民を代表する選考委員の客観的な視点として、特に幅広い年齢層の感覚にも配慮すること。</p> <p>このような点について確認をいたしまして市章の選考に入ってきました。</p> <p>これから10ページの選考過程、次のページの主な意見というところを説明させていただきますが、委員の皆さんはページをお戻りいただいて、7ページの図柄、デザインが書いてあるところがある</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>と思うんですけども、7ページをお開きください。7ページのところをごらんになりながら説明を聞いていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>まず最初に、選考の過程になりますが、こちら5作品並んでおりますが、この5作品について全委員さんから自由に意見や質問の発言がありました。そして全部の意見が出尽くした後、まず最初に消去法でふるいにかけました。消去法でふるいにかけた結果、信貴さん、1番上の作品ですね、1番上の作品と北野さんの作品、上から2番目の作品、ひらがなの「い」の作品になるんですけど、この2つの作品が残りました。</p> <p>そして、この残った作品2作品について再度話し合いが行われました。そして、意見が全部出尽くした後に採決の結果、全会一致で信貴さん、上の作品です。ひらがなの「い」と「よ」の作品になるんですけど、信貴さんの作品に決定いたしました。</p> <p>主な意見といたしましては、信貴さん、一番上の作品になりますが、デザインは斬新で無限大という趣旨もいいが、なんか倒れてしまいそうで不安定な感じがするといった意見がありました。しかし、不安定な感じがするということは、リズムがあるということである。この作品は大変リズムの良い作品で、市章としても今まで見たことのないアイデアの作品であり、とても新鮮で躍動感を感じるものである。封筒や記章など、実際に使用する場合を想像しても、楽しくインパクトがあるのではないかというような意見がございました。</p> <p>また北野さん、その下の作品ですね。下のひらがなの「い」の作品になるんですけど、この作品につきましては、波で3市町を表</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>現し、ひらがなの「い」の図案化も大変見事なものであるが、円のオレンジや、ひらがなの「い」の緑の色が若干気になるという意見もありました。このオレンジと緑は、中間色を使っているため、人によって好き、嫌いが出てくるので、これを見た人が親しみを感じるかどうかという点で、問題が残ってしまう。三本の波にも、もう少し趣旨に工夫がほしい気がするといったような意見がございました。</p> <p>そして、全体の総評といたしましては、5点の候補作品は、それぞれに素晴らしいものであったが、採用作品は、選考に当たって確認した条件を満たしていた上に、先進性が感じられ、今、我々が選ぶ新市の市章として最もふさわしいと考える。全国に発信できるデザインである。</p> <p>それでは、最後にデザインの趣旨を読み上げさせていただきたいと思います。</p> <p>ひらがなの「い、よ」の文字をモチーフに豊かな緑や海などの自然や太陽、人々が未来へ躍動する姿を「無限大」のフォルムに重ね合わせて表現。「ひと・まち・自然が会う郷」新伊予市がさらに発展、飛躍していく姿をシンボライズしました。</p> <p>以上で、市章の方の選考の説明を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、特別賞の方の説明に入らせていただきますので、申しわけありませんが11ページをお開きください。</p> <p>11ページの下のところになるんですけど、特別賞と書いてあるところの下、選考に当たってということになります。</p> <p>特別賞につきましては、市章というデザイン的な要素だけで選考を行うのではなく、作者の作風やその努力、これからの将来などに</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ついても判断基準に盛り込んだ作品で、作品本意ではなく、その背景にまで踏み込んで評価し、表彰者を選考いたしました。</p> <p>12ページの上のところをごらんください。12ページの上で選考過程といたしまして、まず特別賞の方も5作品残っております。5作品について全委員さんから自由に意見や質問の発言がありました。そして全部の意見が出尽くした後、消去法でふるいにかかけました。その結果4作品が残りました。失礼な言い方ですけど、1作品が落ちてしまったということになります。そしてこの4作品の中で今度は採用したい作品、これは特別賞にしたいねというふうな作品でふるいにかけた結果、まず先に2作品が決定いたしました。そして残った2作品について再度話し合いが行われました。意見が出尽くした後、採決をいたしまして、その結果全会一致でもう一つの作品が決まり、特別賞の3作品が決まりました。</p> <p>特別賞を載せておりますのが8ページになりますので、ページが戻るようになるんですけど、8ページをごらんください。</p> <p>8ページの特別賞の3作品になるんですけど、1番上の作品、森さんの作品になるんですけど、この作品につきましては応募者全員の中で最高齢の84歳であり、しかも11作品も応募してくださいました。これら作品のデザインもしっかりとした意図を持っておられ、その意欲に脱帽するので、この森さんのを特別賞とさせていただきます。</p> <p>続きまして、真ん中の灯台の枠の形のある大西さんの作品になるんですけど、この作品は小学5年生でありながら細かいデザインを丁寧に仕上げしております。その努力は素晴らしいものであります。今後も意欲的に何事にもチャレンジする気持ちを持ち続けても</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>らいたいと思いました。</p> <p>そして最後、一番下の村上さんの作品になるんですけど、この作品につきましてはパソコンの作品が多い中、マスクングという技法を使ってとても丁寧に彩色しており、この地道な努力と技術を評価するとともに、現在高校生でありますので将来を期待したいものであります。</p> <p>このような理由により、特別賞3作品を選定いたしました。</p> <p>以上で、市章の選定結果についての報告を終わらせていただきます。</p> <p>ただいま、市章選考委員会による市章の選定結果について、ご報告及び説明がございました。</p> <p>この件につきましてご質問、ご意見等はございませんでしょうか。ございますか。</p> <p style="text-align: center;">（発言の声なし）</p>
中村議長	<p>ご質問がないようですので、報告第18号市章の選定結果についてはご承認いただきましたので、選考委員会の選定に基づきまして制定の進めを進めてまいります。選考委員の皆様方には大変ご苦労をおかけいたしました。地域の皆様にも愛され全国にも発信できる立派な市章の選定をしていただきまして大変ありがとうございました。お礼を申し上げます。</p> <p>それでは、報告第19号情報化推進計画及び情報セキュリティポリシーについてを議題といたします。</p>

発言者	議題・発言内容
北岡主査	<p>事務局に説明を求めます。</p> <p>失礼をいたします。</p> <p>会議資料の14ページをお願いいたします。</p> <p>報告第19号情報化推進計画及び情報セキュリティポリシーについて。</p> <p>情報化推進計画及び情報セキュリティポリシーについて、別紙のとおり報告する。</p> <p>次のページ、15ページをお願いいたします。</p> <p>まず、1、情報化推進計画についてですが、これは地域の情報化を推進する計画となっております。基本方針といたしまして、次の(1)から(4)の事項を掲げて策定をします。</p> <p>(1) 地域情報化の目標</p> <p>合併・広域化のメリットを生かし、かつ地域格差のない行政サービスの提供を支援する。</p> <p>市民参加・協業による行政サービスの実現を支援する。</p> <p>(2) システム統合運用開始以降の5か年の基本計画</p> <p>計画期間は新市発足の平成17年度～21年度とする。</p> <p>合併によって統合された行政情報システムを出発点とする。</p> <p>合併当初は現行の窓口対応の継続、それに加えて伊予地域、中山地域、双海地域いずれにおいても証明書等のサービスが受けられるような体制となりますが、それを出発点としてシステムの拡充を図っていきます。</p> <p>(3) 地域情報化の定義</p> <p>地域情報化とは、市民・地域団体等の利用者の視点で、役立つ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>地域サービスに関する情報利活用の仕組みを構築することである。</p> <p>地域サービス提供者には民間からなるもの、市民相互からなるもの、そして行政がありますが、当計画期間中は行政サービスを対象とする。</p> <p>(4) 着実・実益的な地域情報化</p> <p>フロントオフィス(直接的サービス)とバックオフィス(間接的サービス)の調和を図る。</p> <p>情報化の効果を評価して、適正な情報化投資を可能にする。費用対効果を図ります。</p> <p>地域利用者の実態を踏まえ、インターネット利用を絶対条件とはしない。情報弱者にも配慮した施策をとっていきます。</p> <p>次の情報セキュリティポリシーにも関連するところですが、情報セキュリティポリシーに沿って行政情報システム構築・運用に関する実施基準及び手順を定める。</p> <p>以上の基本方針に沿いまして、情報化推進計画を策定していきます。</p> <p>資料は同じ15ページの下段になるんですけども、続いて情報セキュリティポリシーについてご説明をいたします。</p> <p>セキュリティポリシーと申しますのは、組織内で情報漏えい等がないように安全運用をするための基本方針のことをいいます。</p> <p>新市における情報セキュリティポリシーとは、伊予市が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的に取りまとめたものの総称です。</p> <p>情報資産というものにつきましては、次ページに注意書で記述しておりますけれども、ネットワーク及び情報システムの開発、運</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>用及び管理等に係るすべての情報、またそれらに伴う記録等並びに構成機器のことを申します。</p> <p>情報セキュリティポリシーは、伊予市が所掌する情報資産に関する業務に携わる全職員、非常勤、臨時職員及び外部委託事業者に浸透、普及、定着させるものであり、安定的な規範であることが要請されます。しかしながら、技術の進歩等に伴う情報セキュリティを取り巻く急激な状況の変化へ柔軟に対応することも必要です。</p> <p>殊にコンピュータ業界におきましては日進月歩の世界ですので、定着した施策ではありませんで、状況に応じた施策を日々検討することが必要になります。</p> <p>次のページ、16ページをお願いいたします。</p> <p>具体的には、情報セキュリティポリシーは次の3階層に分け、それぞれを策定します。</p> <p>まず、情報セキュリティ基本方針ですが、これは情報セキュリティ対策に関する統一かつ基本的な方針を示したものです。情報セキュリティ対策基準ですけれども、これは の情報セキュリティ基本方針を実行に移すためのネットワーク及び情報システム情報セキュリティ対策の基準を示したものとなっております。情報セキュリティ対策基準適用表ですけれども、これは の情報セキュリティ対策基準のうち、ネットワーク及び情報システムごとに適用する対策を示した表ということになっております。</p> <p>これらをセキュリティポリシーとして作成をしていくんですけれども、それに加えて情報セキュリティポリシーに基づいて、情報システムごとの具体的なセキュリティ対策の実施手順としまして、情報セキュリティ実施手順を策定していきます。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>以上が、情報化推進計画及び情報セキュリティポリシーの主な概要となります。もう少し詳しい内容につきましては、別添で2冊提示をさせていただいているんですけども、伊予市地域情報化推進計画（案）要旨及び伊予市情報セキュリティポリシー（案）要旨というもので、こちらの方をご参照いただければと思います。こちらは審議会の方でご説明をした資料なんですけれども、専門的な内容が多々含まれておりますので、この場でのご説明は割愛をさせていただきたいと思います。</p> <p>続いて、会議資料の方に戻っていただきまして、会議資料の17ページをお願いいたします。</p> <p>第5回審議会でご審議いただいた内容についてご報告をさせていただきます。</p> <p>現在まで協議会では、審議会第1回から第4回についてご報告をさせてきていただいたわけなんですけど、その第1回から4回については承認という形でのご報告でありましたけれども、今回の情報化推進計画及び情報セキュリティポリシーにつきましては、新市で適用するものでありまして、また新市で承認をされるものとなっております。ですから、計画及びポリシーの骨子についての提示をしまして、そしてそれに対して審議会でのご意見、ご助言という形で受け取りまして、今後の事務の流れであったり体制を反映して、策定をしていくこととしております。</p> <p>それでは、第5回情報化推進審議会の概要となりますけれども、2月1日に委員さん全員の出席をいただきまして開催し、情報化推進計画及び情報セキュリティポリシーについて審議をしていただきました。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>主な質疑応答ですけれども、まず情報化推進計画についてですが、「先進合併市町村事例として、合併当日、窓口での対応が大変多忙であったと聞いております。新市発足時の対応に配慮をお願いします」ということに対しまして、合併事務については、制度的な調整、人的な調整、物的な調整の3つの局面に応じて作業を進めております。</p> <p>特に電算システムについては、制度・人・物の3要素を横断的に調整していくものであるため、当初からプロジェクトチームを立ち上げまして、業者の支援を受けて統合作業を進めておるところでございます。また、合併当日に混乱が起きないように入念なデータ統合のチェックや、また合併期日を想定したりハースルなどの十分な検証をするように努めております。</p> <p>次に、「下灘支所には既に高速ネットワークが整備されているようですが、佐礼谷支所にはネットワークがないようです。佐礼谷支所への整備はどのようになりますか」といったような問いに関しまして、下灘支所については光ファイバーによる高速ネットワークが既に整備をされております。ですからそれを継続して使用します。佐礼谷支所については現在と同様、ファクス扱いで住民票などの発行を行いますけれども、それによる住民サービスの低下というものはないと考えております。なお、今後とも地域格差が生じないような配慮をしたいというふうに思っております。</p> <p>ほか、防災無線であるとか携帯電話などの手段を使った情報化への意見がございました。</p> <p>19ページの方をお願いいたします。</p> <p>次、情報セキュリティポリシーについてご説明をいたします。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>情報セキュリティポリシーに関してですが、この主な質疑応答としまして、最大のセキュリティホール セキュリホールというのは、安全に運用する上での弱点というような意味合いなんですけれども、それは人間です。倫理観の欠如、動機の存在、機会の存在の3点が犯罪の発生要因であると思います。倫理観の欠如、動機の存在については徹底的な教育、良好な人間関係をしっかりと構築する必要があります。機会の存在については運用ルールの遵守が必要となります。</p> <p>こうしたことを踏まえて対処をしてくださいといったことに対して、最大のセキュリティホールは人間であることを十分認識した上で、C I O 最高情報統括責任者というものなんですけれども、を初めとした組織図を確立させた上で、それぞれの担当者の倫理観も含めた意識の向上を図っていきます。</p> <p>その他、監査や職員教育についての意見等がございました。</p> <p>20ページの方をごらんください。お願いいたします。</p> <p>全体を通しての主な意見となりますけれども、アナログ情報に対する習慣の基盤があって初めてデジタル情報への基盤ができ上がります。デジタル先行ではなく、並行してアナログ情報への習慣基盤を確立することを肝に銘じてください。これは、電子化、情報化といった目先にとられるのではなくて、その基となる習慣基盤をしっかりと確立してくださいよということになっております。</p> <p>次に、市町合併時には職員の精神的な不安、迷いなどが生じます。そうした精神的なものも無視できません。人的な関係についても教育訓練とされるようお願いいたします。また職員同士のチームワークが大切です。特に合併当時にはそれぞれが助け合いながら事務作</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>業を進めてください。情報の流出は単純なミスで起こることが多く見受けられます。そういうことのないよう、重点的に教育訓練されるようお願いします。</p> <p>セキュリティポリシーということもかなり知られるようになっております。「セキュリティポリシー委員会」が存在し、機能していることを十分に住民に周知するようお願いします。というように、情報化といえども結局は人が基本であるので、それを十分考慮するようといったような意見が多く見受けられました。</p> <p>以上で、情報化推進計画、そして情報セキュリティポリシーについてのご報告を終わります。</p>
中村議長	<p>はい。ただ今、事務局から情報化推進計画及び情報セキュリティポリシーについて説明がございました。このことにつきまして、ご質問、ご意見等がございませんでしょうか。</p>
	<p>(発言者なし)</p>
中村議長	<p>別段ないようでございますので、この件につきましては新市で決定されることとなりますが、情報化推進審議会でのご意見等を十分に踏まえて実施するよう申し送りをしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、これから議案となりますが、本日ご提案申し上げております2件の議案は関連をいたしておりますので、一括して議題といたします。</p> <p>議案第14号伊予市・中山町・双海町合併協議会の廃止について</p>

発言者	議題・発言内容
西岡主任	<p>及び議案第15号伊予市・中山町・双海町合併協議会歳入歳出決算についてを議題といたしますので、事務局から説明を求めます。どうぞよろしく。</p> <p>それでは、資料の21ページをごらんください。</p> <p>議案第14号伊予市・中山町・双海町合併協議会の廃止について。</p> <p>伊予市・中山町・双海町合併協議会の廃止について、別紙のとおり定める。</p> <p>次ページ、22ページをごらんください。</p> <p>伊予市・中山町・双海町合併協議会の廃止について。</p> <p>伊予市・中山町及び双海町の合併に関する協議及び新市建設計画の作成が完了し、平成16年12月20日に廃置分合の愛媛県知事決定がされ、平成17年1月17日に総務大臣告示がされたことから、平成17年4月1日に新伊予市が設置されることとなった。このことから、平成16年4月1日に設置した伊予市・中山町・双海町合併協議会はその役割が終了することから、平成17年3月31日をもって関係する市町議会の議決を経て廃止するものとする。</p> <p>先ほど議題に入ります前に報告がありました、市町の廃置分合に係る総務大臣告示を受けまして、3市町の合併に関する手続きがすべて完了したことから、当合併協議会の廃止について提案をするものでございます。</p> <p>以下、参考といたしまして、合併協議会の廃止に係る今後の手続きにつきまして、地方自治法の関係条項を抜粋して掲載しておりますのでごらんいただきたいと思います。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>まず、協議会の廃止につきましては下から4行目、第252条の6に規定されておりました、下線部ですが、「協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない」とされておりました、第252条の2第1項から第3項とは、協議会の設置についての規定でありますので、つまり協議会を設置する場合と同様の手続により廃止しなければならないとなっております。</p> <p>したがって、今後の手続につきましては、3月の定例議会において3市町それぞれ議会の議決を経ました後、3市町により合併協議会の廃止に関する協議書を取り交わしまして、その協議書とともに廃止した旨を告示し、愛媛県知事に届け出を行うこととなります。</p> <p>続きまして、協議会の廃止に伴う決算処理について関連いたしますので、議案第15号について引き続き説明させていただきます。</p> <p>次ページ、23ページをごらんください。</p> <p>議案第15号伊予市・中山町・双海町合併協議会歳入歳出決算について。</p> <p>伊予市・中山町・双海町合併協議会歳入歳出決算について、別紙のとおり定める。</p> <p>次ページをごらんください。</p> <p>平成16年度伊予市・中山町・双海町合併協議会歳入歳出決算について、伊予市・中山町・双海町合併協議会が平成17年3月31日をもって廃止することに伴う、当協議会の平成16年度決算については次の通り行うものとする。</p> <p>記以降ですけれども、1、合併協議会の収支については、伊予</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>市・中山町・双海町合併協議会規約第18条の規定に基づき解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。2、会長であった者は速やかに決算書を作成し、協議会委員及び監査委員であった者に通知するものとする。3、決算により生じた剰余金及び合併協議会が有している備品、事務用品並びに事務書類は新伊予市にすべて引き継ぐものとする。当協議会の廃止に伴います決算処理については合併協議会規約に基づき措置することとし、決算剰余金及び協議会が有しております備品、事務用品また事務書類については合併により3月31日をもって伊予市・中山町及び双海町が消滅することから、新伊予市にすべて引き継ぐことを提案するものでございます。</p> <p>以下、参考として合併協議会規約の協議会解散の場合の措置に関する条文を抜粋して掲載しております。</p> <p>先進地における合併協議会の廃止事例を見ましても、いずれも規定に基づき処理をしているようでございます。ただし、多くの先進事例では年度途中での解散、つまり9月ごろの合併であれば約5カ月間、1月ごろの合併であれば約9か月間の決算でありますので、会長であった者の責任において決算をしているようでありますが、当協議会におきましては昨年の4月1日設置、本年3月31日廃止ということで丸1年度間の決算となりますので、幹事会の指示を受けまして平成16年4月から12月までの9カ月間の出納監査を実施いたしました。その監査の結果につきまして次ページ、25ページに出納監査報告書の写しを添付しておりますのでごらんいただきたいと思います。</p> <p>平成16年4月から12月までの出納監査を実施したので、伊予</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>市・中山町・双海町合併協議会規約第15条第2項の規定に基づき次のとおり報告するとして、中山町の藤本監査委員、伊予市の渡邊監査委員より会長にご報告をいただいております。</p> <p>監査年月日につきましては、平成17年の1月19日に実施をいたしました。監査の場所については、伊予市・中山町・双海町合併協議会の事務所において実施をいたしております。3、監査の対象となった期間については、平成16年4月1日から12月31日までの9カ月間の出納について検査をいただいております。監査の対象、監査の方法については省略させていただきまして、6番、監査結果ですけれども、収支計算書、収入支出集計表、歳入歳出簿に関し、諸帳票、預金通帳及び証拠書類を照合審査した結果、収支計数は正確であり、内容についても関係法令等に準拠しており、正確であると認められた。</p> <p>このように、適正に執行されている旨の報告をいただいております。つきましては、1月から3月までの3カ月間につきましても、監査対象期間と同じく適正な執行に努めまして、平成16年度の決算処理を行いたいと考えております。</p> <p>以上、議案第14号並びに議案第15号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>ただいま、事務局からの合併協議会の廃止及び歳入歳出決算について説明がございましたが、この件につきましてご質問、ご意見等はございませんでしょうか。</p> <p>はい、日野委員。</p>

発言者	議題・発言内容
日野委員	<p>監査の対象となっている期間が4月1日から平成16年の12月31日までとなっております。ただいま事務局からお話がありましたように、平成17年1月1日から3月31日までは次の機会にやるというふうなお話だったと思いますが、おおむねいつごろこの監査をするのか、またその発表等はどうなるのか、3月31日をもってこの合併協議会は解散をするわけですが、そのあたりはどういうふうになりましょうか、お尋ねをいたします。</p>
中村議長	<p>はい。事務局お願いします。</p>
西岡主任	<p>資料の24ページに規約を抜粋して載せておりましたけれども、協議会が解散した場合は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算するということで、決算をし、その検査、監査も含めて会長であった者が責任をもって決算書を作成いたしまして、その上にございました2番目にありますように決算書につきましては協議会委員、監査委員であった者に通知をして、そこで終了ということで、3月31日以降監査を実施するということはいたしません。</p>
中村議長	<p>はい、日野委員さん。</p>
日野委員	<p>はい。趣旨はわかるんですが、3月31日以降は監査しませんというお話ですが、3月31日で期限が切れるのに、それ以降にすべきであろうと思いますが、期日が終わらないうちにするということですか。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	はい、事務局。
西岡主任	<p>決算につきましては、監査も含めまして会長が責任をもって決算をするということをございまして、出納監査を受けましたのは4月から12月の9カ月間を一応検査をいただいておりますということですが、監査をいただいたんですけれども、残り3カ月の分については会長が責任を持って監査をし、決算をするということをございまして、監査は今後実施せず会長が責任を持って決算書を各委員の皆様方に報告をさせていただくということにさせていただきたいと考えております。</p> <p>よその例もあろうかと思うけれど、こういう形で構わないのですか。</p>
西岡主任	ここに規約も載せてございますけれども、一応規定上、そういう監査は行う必要はないということで、その規定によりまして取り扱わせていただきたいと思いますと思っております。
和田局長	<p>先進事例でも規定に従って決算をするということで、この規定に従ってやりますと全く出納監査自体も受ける必要がないということになりまして、規定上は全くその出納監査も受ける必要がないんですけれども、それでは趣旨からして透明性を高めるということで、せっかく監査委員を設置しておることがむだになるというか、監査委員の出番が全くないということになりますので、1月から12月までについては出納監査を受けておこうということ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>で、そういう形で透明性を確保した上で、残りの期間についてはその余裕もないので規定に従って解散をすれば会長が決算をすると。1月から3月については規定どおりやらせていただくという、そういう考えでございます。</p>
中村議長	<p>日野委員さん、どうですか。</p>
日野委員	<p>基本的な私の考えを言えば、何か引っかかるものが残るわけですが、先進事例でもそういうことでやっとするし、問題はないんだということになればあえて言いませんけれども、基本的な考え方としては若干引っかかるものが残ります。</p>
和田局長	<p>先進事例にならうというよりも、先進事例よりも透明性は高いと、そういう運用をしたつもりでございます。先進事例にならえば出納監査自体も受けずにやってしまうということになりますので、そういうことのないように可能な範囲で出納監査を受けたということでございます。</p>
中村議長	<p>どなたか、ただいまの日野委員さんのご発言に対しても、どうですか。いいですか。</p> <p>それでは、ほかにご質問がないようですので、お諮りをいたします。</p> <p>議案第14号及び議案第15号は原案のとおり議決するということでご異議ございませんか。</p>

発言者	議題・発言内容
<p data-bbox="316 450 427 483">中村議長</p> <p data-bbox="316 1189 427 1223">和田局長</p>	<p data-bbox="746 320 1070 353">(「異議なし」の声あり)</p> <p data-bbox="483 450 1337 551">ご異議がないようでございますので、原案のとおり議決させていただきます。</p> <p data-bbox="483 584 1337 752">なお、廃止の手續につきましては議会の議決を経ることとなっておりますので、3市町それぞれの議会に合併協議会廃止の議案を上程させていただきます。</p> <p data-bbox="483 786 1337 887">市田町長さん、上田町長さん、3月定例議会へご提案の方よろしくお願いを申し上げます。</p> <p data-bbox="483 920 1337 1088">次に、その他の議題に入りますが、合併協議会の経過について及び新市発足に向けた準備状況について、あわせて事務局に説明を求めます。</p> <p data-bbox="483 1189 1337 1559">会議資料は26ページ以下になります。26ページ、27ページにわたりまして、主な会議の日程を中心にした経過を掲載しております。この会議についてのご説明は省略をさせていただきますので、この2ページ全般にわたって眺めていただきまして、大変な日程をこなしていただきましたけれども、それについて2点だけ補足の説明をさせていただけたらと思います。</p> <p data-bbox="483 1592 1337 1895">まず最初に、16年1月7日に事前協議を行っております。ここで3市町の主な理事者、議会の方にご出席をいただきまして3市町の基本的な考え方を合意しております。そういう基本的な方向づけがしっかりできておりましたので、後のこういう日程での協議が可能であったかと考えております。</p> <p data-bbox="512 1917 1337 1951">それからもう1点、この会議と会議の間に、この資料に入ってな</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>いんですけれども、幹事会がそれぞれ1回ないし2回開催をされております。</p> <p>幹事会は3つの役割がございまして、1点はこの合併協議会の下部組織として協議題を調整するという役割。もう1点が専門部会の上部組織として、職員であります専門部会が調整したものの指導と、それから承認ということで、事務事業1,200近くありますけれども、それをすべて指導、承認をしていただいた。それから、幹事会の構成員が助役と合併担当課長ということでありますので、その3市町の連絡調整、それも果たすというようなことで、幹事会がフルに機能していただきましたために、こういう日程での運用が可能であったかと考えております。幹事会は全部で32回開催をしております。</p> <p>それからこの後、経過の中では4月1日まで入っておりますけれども、現在が2月18日の第13回合併協議会ということで、これから4月1日まで合併、新市の施行に向けてどういう準備をしてくかということでありますけれども、28ページ、資料が横向きになります。これが全体の合併の事務をまとめたものでございます。表の上側が合併事務の局面ということで、合併事務を大きく分ければ制度的な調整、それから人の調整、物の調整というふうに分けられるかと思えます。</p> <p>下側は、それぞれの準備状況を大まかな時系列的に整理をしたものでございます。制度的な調整のところの下の方を見ていただきましたら、制度的な調整というのは主に合併協議でございまして、これは16年10月28日に調印をいたしまして、その後早速合併の手続に入りまして1月17日の官報告示をもって完了ということ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>で、先ほどご報告いたしました但2月5日には市章の選定もしております。それから、例規の整備については現在、最終段階でございます。</p> <p>それから、人的調整につきましては、昨年中に電算データ検証・移行とありますけれども、中山町、双海町のデータの移行。それから、組織機構の原案、これに基づきまして次の作業をしながら事務分掌、事務分担の原案を作成。また現在の担当者によって、その事務の検証等を行っております。それから2月に入りまして、先ほどご報告いたしました職務執行者の協議。2月1日に協議書を交わしております。それから、電算統合の検証とありますけれども、これは電算機のいわゆる切り替え、それをするに当たりましてのテスト環境でのデータの検証。これを現在行っている最中でありまして。</p> <p>この網掛けをしているところまでが、おおむね実施済みの作業でございます。この後、電算に関する職員教育。これは適宜ずっとしてまいります。それから、3月に入れば新市の人事配置の内示もされるかと思っております。それに従いまして新市の担当者での事務の検証も行っていくということで、電算統合リハーサルとありますのは電算切りかえを本番環境でやろうということでございます。</p> <p>それから、合併ガイドの発行。これにつきましては本日お手元に配付をいたしておりますので、後ほどご説明をさせていただきます。</p> <p>それから、物の調整という局面では、昨年中に電算ネットワークの整備は既にしております。それから、事務所の配置も原案をつくりまして検討を進めまして、それに従って電算の端末装置の設置、それから年明けて事務所のレイアウトの原案に基づきまして、事務</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>所の引っ越しの計画を作成しております。それから、業務によりますけれども電算の並行稼働できるものから順次並行稼働をしております。</p> <p>それから、事務所引っ越し整備関係業者説明会とありますけれども、これは2月3日に実施をしております。電気でありますとか電話とかネットワーク、それから運搬、そういったような関係業者の打ち合わせをしております。事務所引っ越し職員説明会というのは、これは2月15日に伊予市で行っております、伊予市役所の中はほとんど異動してしまいますので、全職員が引っ越しに関係があるということで、その要領等の説明会を行っております。</p> <p>それから後、事務所の改修はあまりないんですけれども、議場は定数が変わりますために議場の改修等を行っております。</p> <p>この後、引っ越しにつきましては、もう3月に入りますと時間外、土曜日、日曜日、そういう休日を利用いたしまして段階的にやっております。伊予市役所の引っ越しが非常に大きいので、1次、2次、3次と3段階に分けてやります。それから、第4次では中山町、双海町からの引っ越し。それから電気やLAN等の動作の確認をいたしまして電算統合、いわゆるコンピュータの切りかえでありますけれども、これは第1次、第2次ということで、第1次は3月31日の夜、第2次は4月2日、3日ということで2回に分けてやるようにしております。</p> <p>こういうような局面に応じた準備を進めまして、4月1日には間違いのないように、混乱のないように移行をしたいと考えております。</p> <p>また、4月1日は特に具体的な行事はまだ決定はいたしておりま</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>せんけども、職務執行者によって庁舎開き、開庁式が行われるものと考えております。4月1日は職務執行者は非常に事務的なやることがたくさんあります。新市の体制を立ち上げるというようなことで、職員に辞令も出さなければいけないし、いろんな専決処分、それから事務の引き継ぎ、それから行政委員会も特別選任というように、やることが非常に多うございますので、セレモニーとしてはいわゆる庁舎開き程度のものになるかなと考えております。</p> <p>資料の方の説明は以上でありますけれども、先ほど合併ガイドを発行する予定だということを申し上げました。お手元に本日お配りしたものがあろうかと思っております。新伊予市合併ガイドという表紙になっております。1枚めくっていただきましたら、最初に「はじめに」ということで、この冊子の趣旨を書いております。</p> <p>一応保存版という形で作ることにしてありますけれども、これは合併時の混乱とか不便を解消するのが目的でございますので、広報紙やホームページとあわせて住民の方に周知をしようというものであります。市の業務を詳しくお知らせするという、いわゆる市民便利帳をいうものではございません。そういうものにつきましては、また別途時期を見て新市になりましてから作成をするということになると思っております。</p> <p>お手元のはコピーをした白黒のものでありますけれども、仕上げはフルカラーになります。内容につきましては最終確認中ですので多少変わることがあるかもしれませんが、ご了承いただけたらと思っております。3月の広報紙と一緒に全戸に配布をすることにしてあります。</p> <p>それでは、ページを追って簡単に見ていただけたらと思っております。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>れども、1ページから5ページまで、これについては中山町、双海町において住所の表示が変わりますためのお知らせでございます。</p> <p>伊予市については住所が変わりません。中山町、双海町の方には既にこれと同じような内容のものを一度広報紙と一緒に配布をさせていただいておりますので、ここに関しては2回目の周知ということになるかと思えます。内容の説明は省略をさせていただきます。</p> <p>それから、6ページからが新しい市役所についてのご紹介でございます。6ページの真ん中あたり、少し字が太くなっておりますけれども、したがってという段落で、住民の皆様には合併前と同様の施設で同様のサービスを提供できると考えておりますというふうにあります。住民サイドから見れば、いわゆる総合支所方式ということで、今までと同じような窓口を確保してサービスをしていこうということでありまして、この資料に出てない内部についてはできるだけ統合を進めるという形で、事務の処理についてもできるだけ集中処理をするというようなことで、合併の効果を上げることとしております。</p> <p>7ページが伊予市役所の組織図でございます。1番右の枠の中には、課の下部組織になりますけれども、1番の総務課の中であれば秘書、人事、行政というようにありますけれども、ここに係をいうのが書いてありません。新市においては係制ではなくて担当制というようなことで、組織のフラット化によって効率的にいこうと、そういう運用をするように考えております。</p> <p>合併協議会事務局、我々の事務局では既にそういうのを先取りして、パイロット的にやってみようということで、先進事例では総務班とか計画班とか調整班とかいう班編成をしておりますけれども、</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>我々の事務局では班編成をしておらず、それぞれが担当する、担当者と補助者という形で局面に応じて事務分担も変えていくと、そういう柔軟な運用をしようということでやっておりますので、新市においてもそういう運用がなされるかと思えます。</p> <p>それから、窓口については基本的に変わるということはありませんけれども、伊予市においては制度上、支所がございましたけれども、ほとんど機能していないということで、新市においては支所は廃止ということにしております。</p> <p>それから、8ページが中山地域事務所、双海地域事務所の組織図でございます、ほぼ同じような構成になっております。課の方は今の課の数からいうと半分程度に統合をしておりますけれども、窓口とか出先については、今までどおり確保をしてサービスをするということであります。</p> <p>それから、地域事務所にできるだけ権限を委任するということから、地域事務所長については部長待遇ということで地域事務所での裁量を最大限確保しようということにしております。</p> <p>それから、9ページが事務所のレイアウトでございます。伊予市役所のレイアウト。10ページ、11ページがそれぞれ中山地域事務所、双海地域事務所のレイアウトになっております。</p> <p>それから、12ページは各種料金のお知らせとありますけれども、手数料等の一覧でございます。全部の料金をすべて掲載してお知らせするというのが無理ですので、証明手数料を中心に載せております。</p> <p>それから、13ページから15ページまでは公共施設のご案内であります。名称が変わるものも出てくるんじゃないかということで</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>お知らせしてあるということでありましたけれども、ほとんど名称については変わりがないということで、これを見ていただければ、まずどの施設かわからないということはないんじゃないかと考えております。名称が変わったものについては、括弧書きで旧何々というふうに入れております。</p> <p>それから、16ページ、17ページは主な施設ということで、一般の方が利用する機会がありそうな施設を、新市の地域全体を見てもらうのとあわせて、そういう主な施設を入れております。</p> <p>以上が、内容の非常に簡単な構成でございます。こういうものを全戸に配布をするようにしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
中村議長	<p>はい。ただいまの説明について何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>はいどうぞ、上岡委員さん。</p>
上岡委員	<p>すいません。これは質問ではないんですけども、14ページの資料なんですけど、これで中山保育所になっているんですけども、これは中山保育園だと思ってしまうんですけど、ちょっと確認していただいて、もし訂正でしたらお願いしたいなと思います。ちょっと確認したいなと思います。</p>
和田局長	<p>保育所については、保育園という言い方と保育所という言い方がありますけれども、新市においてはすべて保育所という言い方に統一をしますので、中山についても中山保育所というのが正式な名称</p>

発言者	議題・発言内容
	になります。そういうことです。
中村議長	ほかにございませんか。
中村議長	局長、そのことについては了解できているのですか。保育園と保育所とあるが、これでかまわないのですか。
和田局長	<p>これは、保育所という言い方と保育園という言い方が混在しますと紛らわしいということで、中山では佐礼谷については佐礼谷保育所、中山が中山保育園というようなことで、あと、伊予市、双海町についても保育所という言い方にしておりますので、これを統一しようということであります。</p> <p>正式には例規上、名称は決めることになっておりますので、例規、条例を制定した段階で正式な名称になるということになります。</p>
中村議長	はい、どうぞ。
下久保幹事	<p>それぞれの担当部局を通しまして、再三の協議をした結果がこの形になっております。</p> <p>それから、先ほど事務局の方からお話がありましたように、必ず条例の方の付記するものと並行移動しますので、そこらあたりを勘案した中で3町ともに協議済みで今日きておりますので、よろしく申し上げます。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>ほかにごいませんか。</p> <p>(発言する者なし)</p>
中村議長	<p>別段ないようでしたら、それでは4月1日の合併期日において事務が円滑に実施されますように十分準備を整えてまいりますので、委員の皆様方におかれましてもよろしくご理解とご協力のほどをお願い申し上げます。</p> <p>本日の議題は以上でございます。この協議会での協議も本日をもって予定の議題がすべて終了をいたしました。この際、何かご意見等がございましたらお伺いをしたいと思います。</p> <p>(発言の声なし)</p>
中村議長	<p>ないようでございますので、それでは以上で議事を閉じさせていただきます。</p> <p>会議録署名委員さんには、会議録が調製できましたらご案内をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>委員の皆様方にはご協力に感謝を申し上げ、議長の職を解かせていただきます。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
坪内主任	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>議事が終了いたしました。当協議会の会議も本日で最後ということになりますので、閉会に当たりまして3市町の首長さんから一</p>

発言者	議題・発言内容
上田町長	<p>言ごあいさつをいただきたいと存じます。</p> <p>まず、上田町長さんをお願いいたします。</p> <p>失礼します。</p> <p>今日で一応、この合併協議会を閉じるということでございますが、3月31日まで存在するというところでございますけれども、この間、中村会長のもと、市田副会長とともに副会長として皆様のご協力とご理解をいただきながら、また時には松岡地方局長、また泉県議のご指導等もいただきまして本日が迎えられたことを非常にありがたく思っております。</p> <p>ただ、副会長としての役割が十分果たせたかなというふうな、ちょっと後悔の念を持つところでございますが、とにかくにもこの協議会が無事最後を迎えまして、新しい市へ向けての準備が整ったということで非常にありがたく思っております。改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>ただ合併というのが、あくまでもこれからの厳しい時代に適応したまちづくりの手段であるということを、我々は認識しなければいけないんじゃないかというふうに思っております。そして、ここにご参会の皆様方におかれましては、この新しいまちづくりへの新市計画等をつくるに当たっての、そこにそれぞれの意見も出していただいで参画したということにおきまして、今後におきまして、その新しい市の計画を真摯に全うするという意味での義務感があるんじゃないかと思っております。</p> <p>そして、この機会でまちそのものをそれぞれの方がそれぞれの立場で見直す機会にもなったかと思っております。そし</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>てまた、ご意見もお持ちだろうと思いますので、この経験と申しますか、知識を今後、議員さんの方々はちょっと野に下る方もおられるかもしれませんが、それぞれのお立場で新しいまちづくりに尽力していただきたいと。</p> <p>そしてまた、住民の方々もそれを期待しておるのではないかと、こういうふうにも思っておりますので、参会の皆様におかれましては改めてそういった意味での認識と自覚と、また誇りを持って新しいまちづくりに尽力していただきたいと思っております。</p> <p>特に協働参画ということがうたわれる中で、これからのまちづくりにおきましては行政のみならず、行政と協力して、時には行政のかわりをして役割を果たしていく住民自治組織というのが非常にクローズアップされてくるかと思っておりますけれども、そういった住民自治組織の中におきましても、皆様方がリーダー的な役割をしていただくようになることを期待しておりますのでございます。</p> <p>ちょっと長くなりましたけれども、とにもかくにも本日が合併協議会の最後の日となりますけれども、新しい市へのいい日旅立ちになりますことをご祈念申し上げまして、お礼かたがた新しい市への期待への希望を込めてのあいさつとさせていただきます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>
坪内主任	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、中山町の市田町長さんをお願いいたします。</p>
市田町長	<p>一言お礼のごあいさつを申し上げたいと存じます。</p> <p>振り返ってみますと、昨年1月8日、任意協議会の設立をいた</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>しました。そこで4月1日には法定協議会の設立になったわけでございます。それから本日まで22回の協議を重ねてまいりました。非常に短期間の間にすべてが整ったということは、やはりお集まりをいただいております皆さん方のご協力のたまものでございまして、厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。</p> <p>その間、顧問としてご参加をいただきました松岡局長さん、また泉県議先生、それぞれに適切なアドバイスをいただきましたことにつきましても、厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。</p> <p>なお、和田局長を初め、協議会の職員の皆さん方にも、それぞれの市、町の思いがあったと思うわけでございますけれども、常に公正に円満に物事を運んでいただきました。そのことにつきましても厚くお礼を申し上げたいというふうに思っておるわけでございます。</p> <p>人間というのはお互いに相手を必要とするということが昔から言われておるわけでございますが、やはり人間だけじゃなしに組織につきましても必要な物、あるいは必要でない物、いろんな物がおのずと出てくるのではないかというふうに思うわけでございますが、私たちといたしましては伊予市または双海町は必要はところであったということでございまして、昨年選択いたしましたこの枠組みというのは反省はしておりませんし、大多数の町民の信任も受けておるというふうに理解をしておるわけでございます。</p> <p>またその間、運営に当たりましてはいろんな町の思いがそれぞれあったと思います。相手の違いをどれだけ受け入れるか、またそれを実行していくかということが融和であろうかと思うわけでございますけれども、中村会長さんは常に温かく、やさしくまとめていた</p>

発言者	議題・発言内容
	<p> いただきました。副会長としてお世話させていただいたわけですが、お役に立たなかった面につきましてはお断り申し上げたいと思いますし、心から感謝を申し上げたいというふうに思っておるわけでございます。 </p> <p> もう4月1日の新しい市、発足まで1カ月余りになってきたわけでございます。それぞれ今まで協議会の皆さん方、一緒にお世話になってきたわけでございますけれども、新しい市がやはりすばらしい市でありますように、今までの土台をもとにいたしまして、ご協力をいただきますようお願いを申し上げたいというふうに思っております。 </p> <p> 本当に短期間ではございましたけれども、情熱をこめてご協力をいただきました皆さん方に厚くお礼を申し上げまして、ごあいさつといたします。 </p> <p> ありがとうございます。 </p>
坪内主任	<p> ありがとうございます。 </p> <p> 最後に、伊予市の中村市長さんをお願いいたします。 </p>
中村市長	<p> それでは、私からもお礼のごあいさつを申し上げたいと思います。 </p> <p> この協議会はこれで13回目でしたが、この協議会にのるまでに幹事会という形で助役さんを含めた会合が大変多く開かれました。そういう積み重ねがございまして今日の日を迎えることができましたことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げたいと思います。 </p>

発言者	議題・発言内容
	<p>一昨年のあの離脱をしたときのことを思うときに、どのようになるかなという思いではおりましたけれども、やはり心が開ける中での合併じゃなければ協議はまとまらないという思いでございました。中山町、双海町さんが快く伊予市にご賛同をいただきまして、この1市2町の協議会が立ち上がったわけでございます。</p> <p>愛媛県当局といたしましては、やはり10万の町を目指しておただけに大変失望もなされたし、そして離れていく松前町への思いも私は愛媛県としてはおありであったかと思っておりますが、その点につきましては、結果としてこのようになりましたのでお許しをいただきたいと思っております。</p> <p>私たちはこれから1市2町地域分散型のまちづくりを進めていくわけでございますけれども、やはりそれぞれの町のいいところを後世に残すための合併であったと、私はそういう認識をいたしております。そういう意味で、これからこの協議会で皆さんが思いを込めてつくり上げた新市の建設計画が早い時期に実を結びますように、みんなでご協力をいただきたいと思っております。</p> <p>そのためには、双海町で既に立ち上げております住民自治の組織、このことがやはり私たち伊予市にも、そして中山町にもそういう自治を定着させて、そしてこの厳しい中で地方と住民とともに新しい町をつくっていくんだということが基本になるうかと思っております。そういう意味で、この協議会の皆さん方はそれぞれのふるさとを愛する気持ちを忘れずに、新しい市に今後ともご鞭撻をいただきますようお願いを申し上げたいと思っております。</p> <p>顧問としてお世話をいただきました松岡局長さん、そして泉県議さん、本当にありがとうございました。心から御礼を申し上げます</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>し、そして協議会の職員、特に助役を中心にした幹事会の皆さん方に、改めて私は心から感謝を申し上げたいと思っておりますのでございます。</p> <p>どうかこの1市2町の新しい伊予市が皆さんとともに夢のある新市になりますことをともに祈念をし、そして今日までご尽力いただきました協議会の皆さん方に心から感謝を申し上げまして、私のお礼のごあいさつにかえたいと思います。大変ご協力ありがとうございました。</p> <p>終わります。</p>
坪内主任	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局職員起立。</p>
和田局長	<p>すいません。最後にちょっとこの場をおかりいたしまして、私たち事務局職員一同、はなはだ微力で委員の皆様には大変迷惑をおかけいたしましたけれども、本当に温かくご指導いただきまして感謝をいたしております。至らない点につきましては、我々なりに全力を尽くしたということでご了解をいただいたらと思います。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
坪内主任	<p>これをもちまして第13回の会議を終了いたします。</p> <p>皆様ご起立をお願いいたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>ありがとうございました。</p>

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 17 年 3 月 15 日

会議録署名委員

安田一江

会議録署名委員

矢野鎮男